

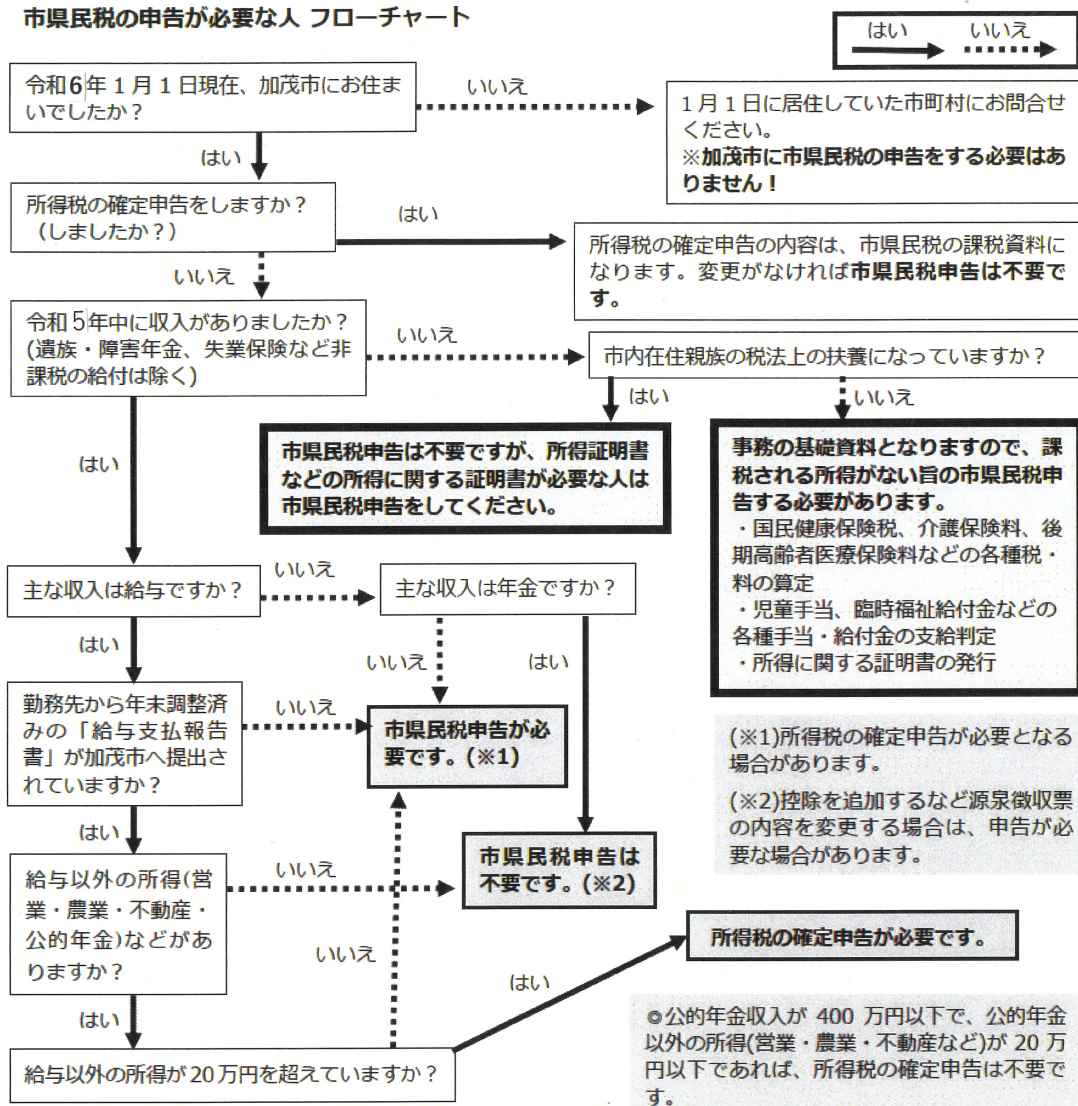
令和6年度分 市県民税申告の手引き

市県民税申告が必要な方

令和6年1月1日現在、加茂市に住所がある人は、原則として申告書の提出が必要です。

提出期限 令和6年3月15日

市県民税の申告が必要な人 フローチャート



はい → いいえ → はい → いいえ

1月1日に居住していた市町村にお問合せください。
※加茂市に市県民税の申告をする必要はありません!

所得税の確定申告をしますか? (しましたか?)

所得税の確定申告の内容は、市県民税の課税資料になります。変更がなければ市県民税申告は不要です。

市内在住親族の税法上の扶養になっていますか?

事務の基礎資料となりますので、課税される所得がない旨の市県民税申告する必要があります。

- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの各種料の算定
- 児童手当、臨時福祉給付金などの各種手当・給付金の支給判定
- 所得に関する証明書の発行

市県民税申告は不要ですが、所得証明書などの所得に関する証明書が必要な人は市県民税申告をしてください。

市県民税申告が必要です。(※1)

※1) 所得税の確定申告が必要となる場合があります。

※2) 控除を追加するなど源泉徴収票の内容を変更する場合は、申告が必要となります。

市県民税申告は不要です。(※2)

所得税の確定申告が必要です。

●公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得(営業・農業・不動産など)が20万円以下であれば、所得税の確定申告は不要です。

市県民税とは

市県民税は均等割と所得割とで構成されています。

均等割について

一定金額を超える所得があれば均等に課税されます。また、市内に住んでいない方で市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方も課税されます。
※個人住民税の均等割は、県民税 年額 1,000円・市民税 年額 3,000円と定められています。

所得割について

所得割は、前年中(1月1日から12月31日まで)の所得金額を基礎として計算されます。

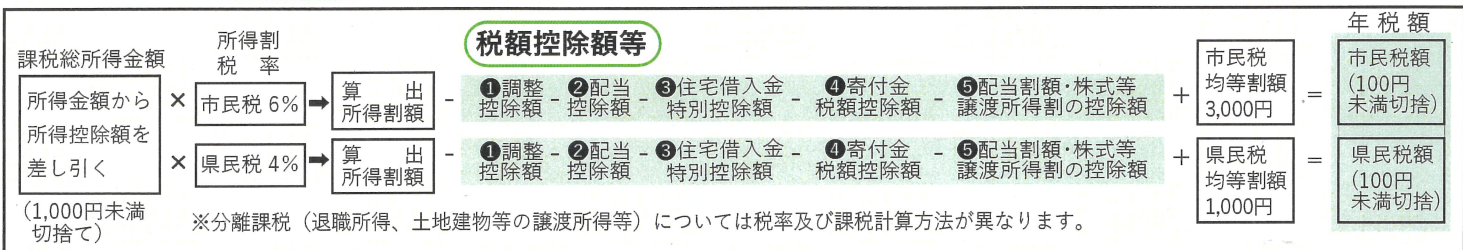
均等割と所得割が課税されない場合(市県民税非課税となる方)

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 未婚の未成年者又は障害者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
※合計所得135万円以下は給与収入に換算すると2,043,999円以下、公的年金の場合は、前年12月31日の年齢が65歳未満の場合、2,166,667円以下、65歳以上の場合2,450,000円以下
- 前年中の合計所得金額が下記表で定める以下の方

扶養人数	合計所得金額	給与収入	公的年金収入 ※前年12月31日の年齢	
			(65歳未満)	(65歳以上)
1人(本人のみ)	380,000円	930,000円	980,000円	1,480,000円
2人(本人+1人)	828,000円	1,378,000円	1,470,667円	1,928,000円
3人(本人+2人)	1,108,000円	1,683,999円	1,844,000円	2,208,000円
4人(本人+3人)	1,388,000円	2,099,999円	2,217,334円	2,488,000円

※28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+26万8千円以下の方
ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合には38万円以下の方

市県民税の計算方法



税額控除額等

① 調整控除 (所得税と人的控除の差額を調整するための控除)
 (1) 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の者
 次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
 ※ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする人的控除調整額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満 5万円 50万円以上55万円未満 4万円 2万円
ひとり(父)親控除(母)	1万円 5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円
勤労学生控除	1万円	特定	18万円 同居老親等 13万円

② 配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

③ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和7年まで)の入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)	市民税	3/5	県民税	2/5
------------------------------	-----	-----	-----	-----

⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

市県民税 計算例

夫：加茂太郎(78歳) 年金収入 320万円
 扶養 妻：加茂花子(78歳) 年金収入 80万円
 子：加茂二郎 身体障害3級(49歳) 収入 0円
 国保税等の社会保険料 85,410円
 (新契約)一般生命保険料 9,730円
 (新契約)介護医療保険料 15,218円

- 年金収入320万円に対する年金所得額 210万円(A)
- 所得控除額
 社会保険料控除 85,410円 生命保険料控除 23,339円
 障害者控除(普通障害) 26万円 配偶者控除(老人) 38万円
 扶養控除(一般) 33万円 基礎控除 43万円
 所得控除合計 1,508,749円(B)

3. 課税所得金額(A-B=C)
 所得金額-所得控除=課税所得金額(1,000円未満切捨て)
 210万円-1,508,749円=591,251円(C)

4. 所得割額(C×税額)
 課税所得金額×市県民税率=所得割額(100円未満切捨て)
 市民税 591,251円×6%=35,475円(D)
 県民税 591,251円×4%=23,650円(E)

5. 調整控除額
 (金額については①調整控除を参照)
 障害者控除(普通障害) 1万円
 配偶者控除(老人) 10万円
 扶養控除(一般) 5万円
 基礎控除 5万円 合計 21万円(F)

市民税調整控除額(F)×市民税3%
 21万円×3%=6,300円(G)

県民税調整控除額(F)×県民税2%
 21万円×2%=4,200円(H)

6. 所得割額-調整控除額
 市民税(D-G) 35,475円-6,300円=29,175円(I)
 県民税(E-H) 23,650円-4,200円=19,450円(J)

均等割
 市民税 3,000円(K) 県民税 1,000円(L)

市県民税額
 市民税(I+K) 29,175円+3,000円=32,175円
 県民税(J+L) 19,450円+1,000円=20,450円

市民税+県民税=市県民税額
 32,175円+20,450円=52,625円

※この他に、国税の森林環境税1,000円が賦課されます。

税率について

区分	均等割		所得割	
	市民税	県民税	市民税	所得税
均等割	1,500円	3,500円	-	-
課税所得金額	4%	6%	累進税率 5%(195万円以下) ~45%	
課税短期譲渡所得金額	一般所得分	3.6%	5.4%	30%
	軽減所得分	2%	3%	15%
課税長期譲渡所得金額	一般所得分	2%	3%	15%
	特定所得分	1.6%(2%) ^{注1}	2.4%(3%) ^{注1}	10%(15%) ^{注1}
株式等に係る課税譲渡所得等の金額	軽減所得分	1.6%(2%) ^{注2}	2.4%(3%) ^{注2}	10%(15%) ^{注2}
	上場分・一般分	2%	3%	15%
課税退職所得金額	4%	6%	累進税率	
課税山林所得金額	4%	6%	累進税率	

注3 譲渡した年の1月1日現在の所有期間が5年を超える土地や建物を買った場合

